

くらしの
Be careful!
シグナル

島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

突然送られてくる荷物や手紙に注意

高齢者を狙う悪質商法にご用心

悪質業者は、さまざまに手口を使い、あなたを狙っています。安易に契約せず、はっきり断ることが大切です。今月は、最近相談が増えている、2つの商法について紹介します。

送りつけ商法 (ネガティブオプショ)

【事例】

「9月に注文いただいた健康食品が出来ましたので送ります」と電話が掛かってきた。

注文した覚えがないと答ええると「確かに注文を受けています。記録が残っているので送ります」と言われた。さらに「断るならば訴訟を起こします」などと脅されたため、つい「送ってください」と答えてしまった。でも、受け取りたくない。

このケースの特徴は、数カ月前に自ら注文したと言われて混乱しているところで、「注文を受けた記録が残っている」などと言われ、断りにくくなることです。さらに「注文を受けているのだから送る」「断るならば訴訟を起こす」などと脅し、強引に送付を了承させる業者が多くあります。また、電話できちんと断っても送ってくる場合や、商品を受け取り拒否したところ再度業者から送付されたなど、悪質なものもあります。事例では、送られてくる商品は健康食品でしたが、化粧品などもある

ようになります。

注文した覚えのない商品が送られてきた場合や、電話などで送付を強引に承諾させられた場合には、受取拒否をし、すぐに消費生活センターへ相談してください。

また、冬になりカニなどの魚介類の送りつけ商法が増えています。手口としては「以前注文いただいた海産物屋の〇〇です」などと電話があり「今年もカニはいかがですか」とあなたも以前利用したことがあるような言い方をします。「注文しない」ときっぱり断っても、強引に送り付けてくる場合もあります。

このようなケースでは、電話勧誘販売としてクーリング・オフ（契約解除）ができる場合もあります。カニなどの生鮮食品は既に食べてしまっている場合でもクーリング・オフ（契約解除）が出来ます。食べた後に請求書が送られてきた場合でもあきらめず、支払う前にまずは消費生活センターへ相談してください。

海外宝くじ

【事例】

申し込んだ覚えはないが、海外から「賞金申請資格保持者として認定されました!」「賞金〇千万円」と記載された手紙が届いた。

賞金を受け取るためには、事務手続料として、2000円を郵便為替で送付するか、クレジットカード

払いする必要があります。

このような相談が最近増えていきます。「緊急」や「最終通告」のような文句であり、参加費用や手数料として小額を支払えば、自分が高額賞金を得ることが出来るような内容が記載されています。しかし、決して賞金を受け取ることはできず、その後と同様の手紙が大量に届くようになります。

1回に支払う手数料は小額ですが、毎日毎週送られてくるようになるため「気付いたときには1千万円以上支払っていた」というケースもあります。また、手数料の支払いにクレジットカードを利用した場合に、その後も定期的にお金引き落としされ「引き落としを止めることができなくなつた」というケースもあります。

海外宝くじを国内で受け取ることは、法律に触れる恐れもあります。海外宝くじに関する手紙が来た場合には、無視をするか受取拒否をしましょう。



甘い話は信じない!

生活用品活用バンク

とき／毎週火曜日・木曜日 午前

9時～午後4時（祝日・プラザお休み日を除く）

ところ／市民相談係（プラザおおるり1階）

登録方法／電話または直接、市民相談係まで

①譲ります

▽和座イス・学習机・タンス・オイルヒーター・ホットカーペット・こたつ・地デジチューナー・チャイルドシート・おんぶひも・ベビー用品・健康器具・卓球台・ルーフキャリア・木目込人形・一輪車・子供用自転車・キックボード

②譲ってください

▽スチール製机・ベッド・テレビ台・パン焼き器・生ゴミ処理機・制服・すべり台・トランポリン・琴・アコーディオン・ミシン・運搬用一輪車・スコップ・自転車（子供、大人、電動）

※12月4日現在の状況です。

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
- 譲って欲しい人が運搬
- 譲りたい物には、値付け可（上限5000円）

※右記以外の登録品など、詳しくは、お問い合わせください。

☎ 市民安心課 市民相談係

☎ 36・7153